ごみ分別アプリ「さんあ～る」をご利用ください

さんあ～るを利用することで、ごみの回収日や家庭ごみの出し方、分別区分が簡単に確認できるようになります。

下記の二次元コードを読み取り、アプリをダウンロード（無料）することができます。

※資源物（缶、ビンなど）の回収日はお住まいの住所ではなく、お住まいの自治会/管理組合等で異なる為、アプリには反映されていません。

便利なポイント！
1） スマートフォンで簡単登録
2） ごみ出しの日をお知らせ
3） 約９００種類のごみ分別を掲載

Android 用（Google Play）　iPhone 用（App Store）

※通信料は利用者負担です。

ごみ減量推進員会議を開催しました。

令和６年５月１１日（土曜日）に、ごみ減量推進員会議を文化会館で開催しました。

会議当日は、環境美化推進委員と合わせて１３２名の方に参加いただき、推進員の活動内容等を説明しました。

★そもそも「ごみ減量推進委員」とは

ごみ減量推進員は、正式名称を廃棄物減量等推進員といい、市における一般廃棄物の減量化対策を実効あるものとすることを目的に、平成３年の廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正により創設されたものです。本市では、流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例に基づき、各地域からの推薦により、１「地域と市を結ぶパイプ役」、２「地域のごみ減量リーダー」として委嘱しています。

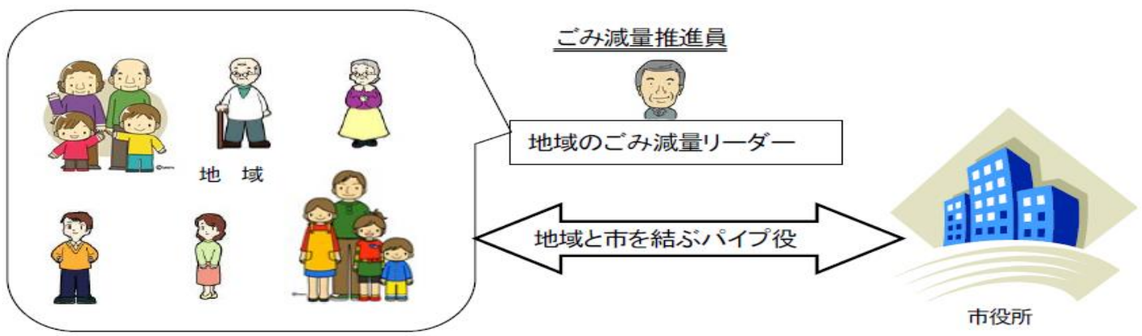

イラストの出典：いらすとや、経済産業省ウェブサイトごみイラスト素材集

—ごみで地域をくるりとつなぐ—
ケロクル通信
令和６年度（前期）
編集発行：流山市環境部
クリーンセンター
TEL 7157-7411／FAX 7150-8070
seisou@city.nagareyama.chiba.jp

自治会活動に伴うごみについて

自治会活動に伴うごみの分別・処理方法についての詳細は、
下記二次元コード又は市ホームページ（ホームページ番号：1045586）よりご確認ください。

夏祭りなどの自治会で開催するイベントで出るごみは、イベントの規模や内容で大きく異なります。イベントの開催を計画している自治会は、計画・準備段階において、お気軽にご相談ください。

草刈の草や剪定枝の捨て方にご協力をお願いします！

道路上に散乱するごみ（環境政策課・TEL:04-7150-6083）や公園の街路樹の清掃に伴って出たごみ（みどりの課・TEL:04-7150-6092）は集積所には出さないでください。

草刈の草や剪定枝を「燃やすごみ」として集積所に出す場合
１日あたり１家庭につき３袋（束）まで

※袋に入れる場合は、流山市家庭用指定ごみ袋（黒字・燃やすごみ）を使用してください。

草刈の草や剪定枝・落ち葉は、市民の方は森のまちエコセンターへ無料で搬入できるケロ～
（注意）・大きさは、長さ２ｍ以下、直径２０cm以下。
・搬入した際の袋は、お持ち帰りください。
・搬入する袋の量などの制限は、ありません。

リサイクル講座の開催

リサイクルプラザ・プラザ館では、身近なリサイクルを体験していただける講座、教室を開催しています。

これから、開催する講座の一部をご紹介します。

講座名	開催日時	費用
はぎれを使った箸ケース	９月１９日（木） １０：００～１２：００	３００円
包丁研ぎ・箸の持ち方（使い方）教室	９月２６日（木） １０：００～１２：００	無料
洗える健康布ぞうりづくり	１０月７日（月） ９：００～１６：００	３００円

洗える健康布ぞうり（上）

はぎれを使った箸ケース（左）

※事前申し込みが必要です。詳細は、市ホームページをご覧ください。

今後、開催する予定の講座は、市ホームページ（ホームページ番号：1014357）や広報ながれやまで随時お知らせします。

再生家具・再生自転車の販売について

リサイクルプラザ・プラザ館では、各家庭から出された粗大ごみの中から、まだまだ使える家具と自転車を修理・再生し安価で販売しています。

再生自転車は、市内在住在勤在学の方を対象に、奇数月（１、３、５、７、９、１１月）の１５日～２９日（日曜・祝日除く）を申込み期間とし、翌月に抽選販売しています。毎回好評を得ていますので是非一度、ご覧ください。

再生家具は、随時、販売中です。クリーンセンターのリサイクルプラザ・プラザ館までお越しください。

いずれも運搬は購入者ご自身で行う必要があります。

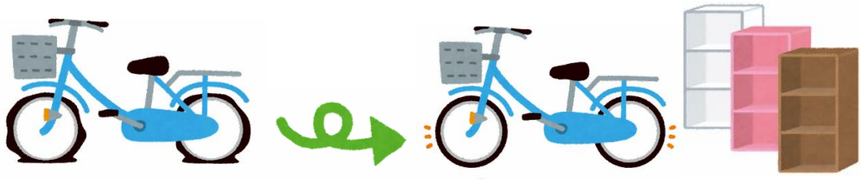

ホームページ番号：1002487

クリーンセンター（プラザ館）休館日の変更について

令和６年４月１日から日曜日を休館日としました。

日曜日におけるリサイクルプラザ・プラザ館の利用状況を鑑み、令和６年４月１日以降、日曜日を休館日としました。

ご理解・ご協力くださいますようお願い申し上げます。

【開館時間（令和６年４月１日以降）】

月曜日から土曜日：午前９時から午後５時まで（祝日、振替休日、12/29～1/3 を除く。）

流山市指定ごみ袋紙おむつ使用世帯支援事業について

乳幼児や、介護・障害などで日常的に紙おむつを使用しなければならない方のいる世帯に対し、紙おむつを使用しない世帯に比べて多く使用していると想定される差分の流山市指定ごみ袋を一部支援する制度です。

■対象者

要件	申請の必要
（１）満３歳未満の乳幼児	原則必要なし
（２）介護や障害等で日常的に紙おむつを使用している方。 （例） ・　要介護３以上の方で日常的に紙おむつを使用している方。 ・　障害福祉サービスの日常生活用具の給付で、紙おむつの給付を受けている方。 ・　その他介護や障害などで、日常的に紙おむつを使用していると認められる方。 ※老人ホームなどに入所されている方で、その施設が事業系ごみとしてごみ出しをしている場合は、支援の対象とはなりません。	必要あり

■支給するものは、流山市指定ごみ袋燃やすごみ３０リットルサイズです。

（１）満３歳未満の乳幼児

・　乳幼児一人につき１回を限度として、満３才までに相当する枚数を一括して支給します。支給枚数は、年齢によって異なります。

※申請は必要ありません。準備ができ次第対象世帯に配送します。

（２）介護や障害等で日常的に紙おむつ等を使用している方

・　対象者１人につき３０枚（１年度につき１回まで）

※申請が必要です　申請方法については、市ホームページ（ホームページ番号1034508）または、右記、二次元コードをご確認ください。